

老人保健課資料

会計検査院「平成20年度決算検査報告」における
不適切に支払われた介護給付費の概要

【適切とは認められない支払の事態】

会計検査院が行った実地検査の結果、17都府県の34事業者において、平成14年度から20年度までの間における介護給付費の支払いについて、25,566件、38,036万円が適切ではないと認められた。

具体的には、介護報酬の算定に当たり、

- ① 介護老人保健施設において、栄養ケア計画を作成していない等、加算を算定することができる基準に適合していないにもかかわらず、介護サービス利用者に係る栄養マネジメント加算を算定して介護給付費を請求していたもの
1,602件 506万円
- ② 通所介護事業所において、前年度の1月あたりの平均利用延人員数が300人を超えているにもかかわらず、小規模型通所介護費による介護給付費を請求していたもの
2,111件 1,417万円
- ③ 介護老人保健施設及び通所リハビリテーション事業所において、医師の員数が所定の員数を欠いているにもかかわらず、人員基準欠如減算の届出を行わず、減算せずに介護給付費を請求していたもの
6,247件 10,877万円
- ④ 通所介護事業所において、サービス提供時間が6時間を下回るにもかかわらず、「4時間以上6時間未満」ではなく「6時間以上8時間未満」の介護給付費を請求していたもの
2,408件 1,380万円
- ⑤ 介護療養型医療施設において、医師の員数を欠いているにもかかわらず、病院療養病床療養環境減算（Ⅱ）の届出を行わず、減算せずに介護給付費を請求していたもの
13,198件 23,856万円

【発生原因】

事業者において算定基準等に対する認識が十分でなかったこと、市町村等の審査点検が十分でなかったこと、都府県において事業者等に対する指導が十分でなかったこと。